



長寿(後期高齢者)医療制度の 対象者の皆さまへ

平成 21 年度の所得情報を基準に年間保険料が決まります。対象者の皆さまには、7月中旬に決定通知書を送付しますので、計算方法や納付方法については、決定通知書で確認してください。

長寿医療制度と介護保険、両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内で「国民健康保険と介護保険」または「長寿医療と介護保険」の両保険から給付を受けたことにより、自己負担額(毎年8月～翌年7月末までの1年間の合計額)が高額になった場合に、限度額を超えた分については、申請することで払い戻しを受けることができます。限度額については、下表のとおりです。

負担区分	国民健康保険(70歳未満) + 介護保険の自己負担限度額(年額)	国民健康保険(70歳～74歳)または長寿医療制度 + 介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	126万円(168万円)	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)
低所得(非課税)	区分Ⅱ 区分Ⅰ	34万円(45万円)
		19万円(25万円)

*平成 20 年度分については、通常より対象期間が4カ月長いので、通常よりも高い限度額である()内の額を適用します。ただし、平成 20 年8月以降に自己負担が集中している場合などについては、通常の限度額を適用します。

入院中もしくは入院の予定はありませんか？ 一部負担金および食事代を減額できる場合があります。

減額認定申請について

対象	減額内容(入院時)	認定の条件	手続きに必要なもの
長寿(後期高齢者)医療制度加入者	一部負担金・食事代	世帯全員の平成 21 年度住民税が非課税であること	被保険者証、印鑑(被保険者分)

*入院日数が90日を超える場合は、過去1年間に90日を超える入院が分かる領収書などが必要です。

住民税非課税世帯の方が入院する場合、医療費の一部負担金および入院時の食事代を減額できます。本庁国保介護課および各支所市民生活課に**被保険者証**と**印鑑**を持って、**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定**の手続きをしてください。また、すでに減額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月末までとなっていますので、早めに更新手続きをお願いします。更新手続きは、7月1日から受け付けています。

*国民健康保険加入の方についても減額認定の手続きを行っています。

【問合先】

- 長寿(後期高齢者)医療制度に関するお問い合わせは…
本庁 2 階 14 番窓口 国保介護課高齢者医療グループ(内線2632・2633)および各支所市民生活課
- 国民健康保険に関するお問い合わせは…
本庁 2 階 14 番窓口 国保介護課国保グループ(内線2642・2643)および各支所市民生活課

保険料の納付方法について

*保険料の納付には、大きく分けて2通りがあります。

納付種別	対象者	納付方法
特別徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)された方	年金受給状況に異動がない限り、原則10月からも引き続き 年金天引き で納めます。
普通徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)されなかった方	原則7月以降も 納付書 、または、 口座振替 で納めます。納期は、7月・8月・10月・11月・1月・2月の年6回です。 *4月2日以降、年齢到達や転入により後期高齢者医療の対象者になった方は、資格取得日以降の納期で納付することになります。

*昨年の政府の軽減措置などにより、4月・6月・8月の年金から天引きされなかった方でも、10月から新たに特別徴収が開始される方(併用徴収)もいます。

納付方法変更の申し出について

保険料の納付について、特別徴収(年金からの天引き)を希望しない方は、次の要領でいつでも普通徴収(口座振替での納付)に切り替えることができます。

- 金融機関で ①**被保険者証** ②**通帳** ③**通帳の印鑑**を持って、口座振替の手続きをする。



- 市役所本庁国保介護課および各支所市民生活課で
①**金融機関に提出した、口座振替依頼書の控え**
②**被保険者証**を持って納付方法変更の申し出をする。

*現在、普通徴収の方についても、今後、特別徴収にならないように、申し出をすることもできます。(詳しくはお問い合わせください。)



決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付について、『年金から引かれるだろう』、『口座から引かれるだろう』という思いから未納になる場合が多いようです。決定通知書が届きましたら、まず、「納付書」が入っていないかを確認してください。

「納付書」に気付かないで放っておくと未納扱いとなり、督促状が送付されますので、ご注意ください。